

春日部市印鑑条例の一部を改正する条例

春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 2</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(登録の印鑑)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 2</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録の印鑑)</p>
<p>第5条 3</p> <p>市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p>	<p>第5条 3</p> <p>市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p>
<p>第6条 2</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の<u>記載</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p>	<p>第6条 2</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p>

(印鑑登録の抹消)

第15条

(6) 意思能力を有しない者となったとき。

(印鑑登録の抹消)

第15条

(6) 後見開始の審判を受けたとき。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。